

わが国と東京における観光振興に関する意見〔概要〕

2015年5月13日
東京商工会議所

【基本的な考え方】

【Ⅰ. 日本・東京の魅力向上につながる観光まちづくりの推進】

観光は地域経済の好循環を生み出す成長産業であるとともに、まちづくりや文化政策と一体的に取り組むことによって、大きな相乗効果が期待できる。2013年は2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の開催が決定し、さらに2014年は日本を訪れた外国人旅行者数が1,341万人に達するなど観光立国に向けた機運が一層高まっているこの機会を捉え、国内外の持続的な相互交流をさらに促進し、日本・東京の魅力向上と地域の活性化を図るべきである。

【Ⅱ. 訪日外国人旅行者受け入れ促進のための環境整備】

ビザ発給要件の緩和、免税制度改正を契機に伸長著しいショッピング・ツーリズムの振興や、MICE誘致競争力の強化等の誘客促進に併せて、ガイド・ボランティアの育成など旅行者の受入環境整備を加速すべきである。

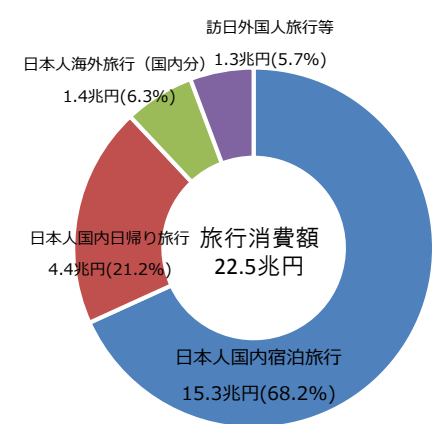
【Ⅲ. 人の移動と交流を活発化させるインフラの整備】

訪日旅行の急増を背景に、空港、貸切バスや宿泊施設などの需給逼迫が危惧されており、限られた時間のなかで包括的に解決を図らなければならない。同時に、個人旅行に応えるための二次交通網の改善・強化や水辺空間の整備と舟運ネットワークの構築など人の移動と交流を活発化させる基盤の整備も着実に進めるべきである。

【Ⅳ. 総合的な観光振興に向けた国の推進体制強化】

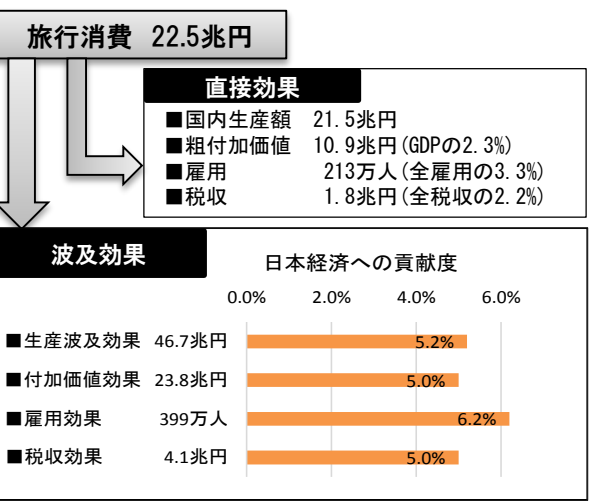
地域経済に直接的な波及効果をもたらす「旅行消費額」の拡大に力点を置いた取り組みを強化するとともに、推進体制の強化にあたっては官民連携はもとより、事業者間の異業種連携・同業種連携などを促し、観光振興の担い手を広げることが重要である。また、観光分野に関する規制事項を取り除くことは、意欲ある地域や現場の挑戦、自由度をさらに向上させるため、わが国の観光競争力の強化に資する制度面の環境整備をさらに検討すべきである。

国内における旅行消費額（2012年）



※2013年の旅行消費額は23.6兆円

出所：観光庁「旅行・観光消費動向調査」「旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究（2012年版）」



【具体的な意見事項】

※ (新)・・・新規意見事項

Ⅰ. 日本・東京の魅力向上につながる観光まちづくりの推進

- 1. まちあるきによる都市観光の推進**
 - 歩行者空間の整備、バリアフリー化の促進、賑わい創出、滞在時間の拡大、交通系ICカード利用促進
- 2. エリアマネジメントによる地域活性化の推進**
 - 海外事例を踏まえた地域の魅力向上、交流人口が促進されるまちづくり
- 3. ニューツーリズム産業の育成**
 - 地域特性に応じた新たな旅行の開発(医療ツーリズム、グリーンツーリズム等)
- 4. 芸術文化政策の強化**
 - 交流人口拡大のため五輪文化プログラム推進体制構築、上野文化の杜構想推進
- 5. 地域間の連携による相互交流の拡大**
 - 広域観光周遊ルートの形成促進、地方の魅力を伝えるショーケースとして東京を戦略的に活用
- 6. 交流人口の回復・拡大を通じた東日本大震災被災地復興の促進**
 - 大規模国際会議やクルーズ船の誘致、海外での東北DCの実施等
- 7. オリンピック・パラリンピックレガシーの創造**
 - 少子高齢化や環境問題等の諸課題に対する技術力や取り組みを世界に発信
 - ユニバーサルデザインのまちづくりと心のバリアフリーに向けた普及啓発

Ⅱ. 訪日外国人旅行者受け入れ促進のための環境整備

- 1. 国際相互理解を深めるツーウェイツーリズムの拡大**
 - 双方向交流であるツーウェイツーリズムの一層の拡大が必要
- 2. ビザ発給要件の更なる戦略的緩和**
 - 重点プロモーション市場（中国、ベトナム、インド、フィリピン）等に対するビザ緩和
 - 長期滞在の促進に向けた外国人富裕層を対象としたロングステイビザの早期導入
- 3. 出入国手続きの迅速化・円滑化**
 - 寄港地上陸許可制度（ショアパス）の活用、効果的なトランジットプログラムの実施〔空港〕
 - 入港前に入国審査を行う海外臨船審査の導入・拡大〔クルーズ船〕
- 4. ショッピング・ツーリズム振興の加速**
 - 制度周知による免税店拡大、海外でのショッピング・ツーリズムのプロモーション強化
 - 土産品に係る検疫条件等や国際線機内持ち込み制限に係る制度の周知強化
 - 中小規模の飲食・小売店や旅館におけるクレジットカード決済への対応支援
- 5. ビジネス需要の拡大と地域活性化に向けたMICEの促進**
 - MICEアンバサダープログラムやメディア招聘を通じたプロモーションの強化
 - MICEに関する一元的な情報収集・提供体制の構築
 - ユニークな施設の施設利用の容易化、会場周辺道路の占有要件緩和
- 6. インパウンド受入を担う人材・組織育成の促進**
 - 通訳案内士制度の改善（東南アジア諸国の言語追加、登録・更新制度導入）
 - 特例ガイドの全国展開、商工会議所「ご当地検定」をガイド研修に活用
 - 自治体、観光協会との連携のもと、観光ボランティア育成、組織づくりへの支援
 - 各種研修や中小企業とのマッチング事業など外国人留学生の採用・活用支援
 - 五輪スポンサー・インセンティブへの対応、専門家育成などMICE分野の人材育成
 - ツアーオペレーター認証制度周知、旅行業登録のない事業者に対する制度面の環境整備

Ⅲ. 人の移動と交流を活発化させるインフラの整備

- 7. 観光案内所の拡充及び観光案内機能の充実・強化**
 - 交通機関の要所や商店街へ案内所設置、ワンストップサービスの提供、コンビニ活用
- 8. ICT（情報通信技術）の利活用**
 - 無料Wi-Fiの整備やSIMカードの利用促進など通信環境の整備
 - 多言語通訳・翻訳アプリ技術の多分野での活用促進
 - スマートフォン、タブレットやデジタルサイネージ等を活用した観光案内の推進
 - ICTを活用した動態調査の実施
- 9. 外国人旅行者の満足度をさらに高める取り組みの着実な推進**
 - ムスリムやベジタリアン等の習慣・文化の異なる旅行者への対応強化
 - 小規模の小売・飲食店への多言語対応支援
 - 夜間、休日に外国語対応可能な医療施設・薬局等のリスト化・業界内での情報共有
- 10. 施策の基礎となる観光関連データの整備**
 - ホテル客室数・稼働率の正確な把握
 - 「M（企業系会議）」と「I（報奨旅行）」の基準明確化と統計整備

Ⅳ. 総合的な観光振興に向けた国の推進体制強化

- 1. 首都圏空港の機能強化**
 - 環境・安全への配慮のもと機能強化を推進、LCCを含む多様な航空需要を取り込むために深夜時間帯の利便性向上
 - 空港アクセスの改善に向けて鉄道の新路線整備・既存路線の利活用、空港直行バスへの公共車両優先システム整備
- 2. 二次交通網の改善・強化**
 - ターミナル駅における乗継のシームレス化・利便性向上、バリアフリー化の加速
 - 多言語による情報提供、公共交通機関共通の複数日乗車券の導入
 - 都心部と臨海部（五輪会場）間におけるアクセスの改善
- 3. 首都圏三環状道路の着実な整備**（外環道の早期整備）
- 4. 水素エネルギーの利活用**
 - 燃料電池自動車・バスの普及促進のため水素ステーション整備に係る保安・設置規制に関する課題検討、支援策の推進
- 5. 自転車走行空間の整備とシェアサイクルの利用促進**
 - 専用レーンの整備、駐輪場の確保、ステーション拡充、広域的な相互利用の促進
- 6. クルーズ船の受入体制強化**
 - 大型船受入施設の整備、多言語表記の強化
- 7. 水辺空間の整備と舟運ネットワークの構築**
 - 川幅・川底の環境整備、舟運ルートの開発支援、防災船着場の活用
- 8. 多様な宿泊ニーズへの対応と宿泊施設の受入体制強化**
 - 宿泊施設の需給を注視しつつ多様な宿泊ニーズに応えるため別荘・コンドミニアム等遊休施設の活用、民宿・ペンションの再整備を検討
 - 海外個人旅行（FIT）の受入促進や耐震診断・改修に係る支援拡充による旅館利活用の促進
 - 宿泊施設として古民家、武家屋敷等の歴史的建造物の利活用促進

1. 国の推進体制強化

- (1) 観光振興に関する予算の拡充**
 - 観光消費がもたらす日本経済への貢献度を踏まえ、観光庁関係予算及び政府全体の観光関連予算の一層の拡充
 - 成長戦略の新たな指標(KPI)として旅行消費額を設定し、経済効果の拡大に資する取組を強化
- (2) 国、地方自治体、民間事業者間のさらなる連携強化**
 - 関係府省庁間、国と地方自治体間、官民の連携を強化するとともに、事業者間の異業種連携や同業種連携を促進し、観光振興の担い手を広げる
 - 和食に代表される豊かな食文化、ものづくりの技術、アニメ、ファッション、デザイン、伝統文化、芸術などわが国の魅力を世界に対して強力に発信
 - 「クールジャパン」と「ビジット・ジャパン」の連動による海外への観光プロモーション強化
 - 海外メディアの放送枠確保と観光情報・コンテンツ供給の推進による訪日意欲の喚起
- (3) JNTO（日本政府観光局）の機能強化**
 - 訪日プロモーション強化のため予算・スタッフの拡充、中国内陸部・ASEAN・インド等への海外拠点増設
- (4) 旅行者に対する危機管理体制の構築**
 - 事業者が外国人旅行者に対して災害時の初期対応ができるようセミナー・研修の実施
 - 災害時の通信手段確保、災害時情報提供ポータルサイトの利用促進

2. 観光振興・地域活性化に向けた制度面の環境整備

- 国際観光ホテル整備法の見直し**
 - (多様なニーズに対応する設備・サービス基準の策定、新たなインセンティブの検討や相談体制強化など制度の活用を促す環境整備)
- 地域限定旅行業への参入促進**
 - (ホテル・旅館や観光案内所などが旅行商品を造成・販売し、地域におけるコンシェルジュ機能としての役割を果たせるよう、地域限定旅行業への参入促進に向けた方策の検討)
- 水辺空間活用促進のための規制緩和**
 - (河川区域内における土地の占有許可期間延長3年⇒10年)
- 河川観光船の弾力的な運航を妨げる海上運送法の規制緩和**
 - (柔軟な航行プランを企画・航行できるよう手続きの簡素化)
- 外国船籍への内航クルーズの開放**（海運力ポタージュ規制の緩和）
- 貸切バスの営業区域規制と料金制度の緩和に関する道路運送法の改定**
 - (臨時営業区域の恒久措置化、営業区域のさらなる緩和)
- 外国人技能実習制度を活用した観光人材の育成**
 - (ホテルスタッフ業務を技能実習制度の対象業種に追加)
- 外国人学生に対する就労活動の制限緩和**
 - (観光業や有償ガイドなどで十分に活躍できるよう1週28時間の就労制限の緩和)
- 「空き建築物」を観光資源として有効活用するための規制の見直し**
 - (廃校や商店街の空き店舗を観光資源やコミュニティスペースとして活用促進)